

# 鹿沼市消防団協力事業所表示制度について

## ■ 「消防団協力事業所表示制度」とは？

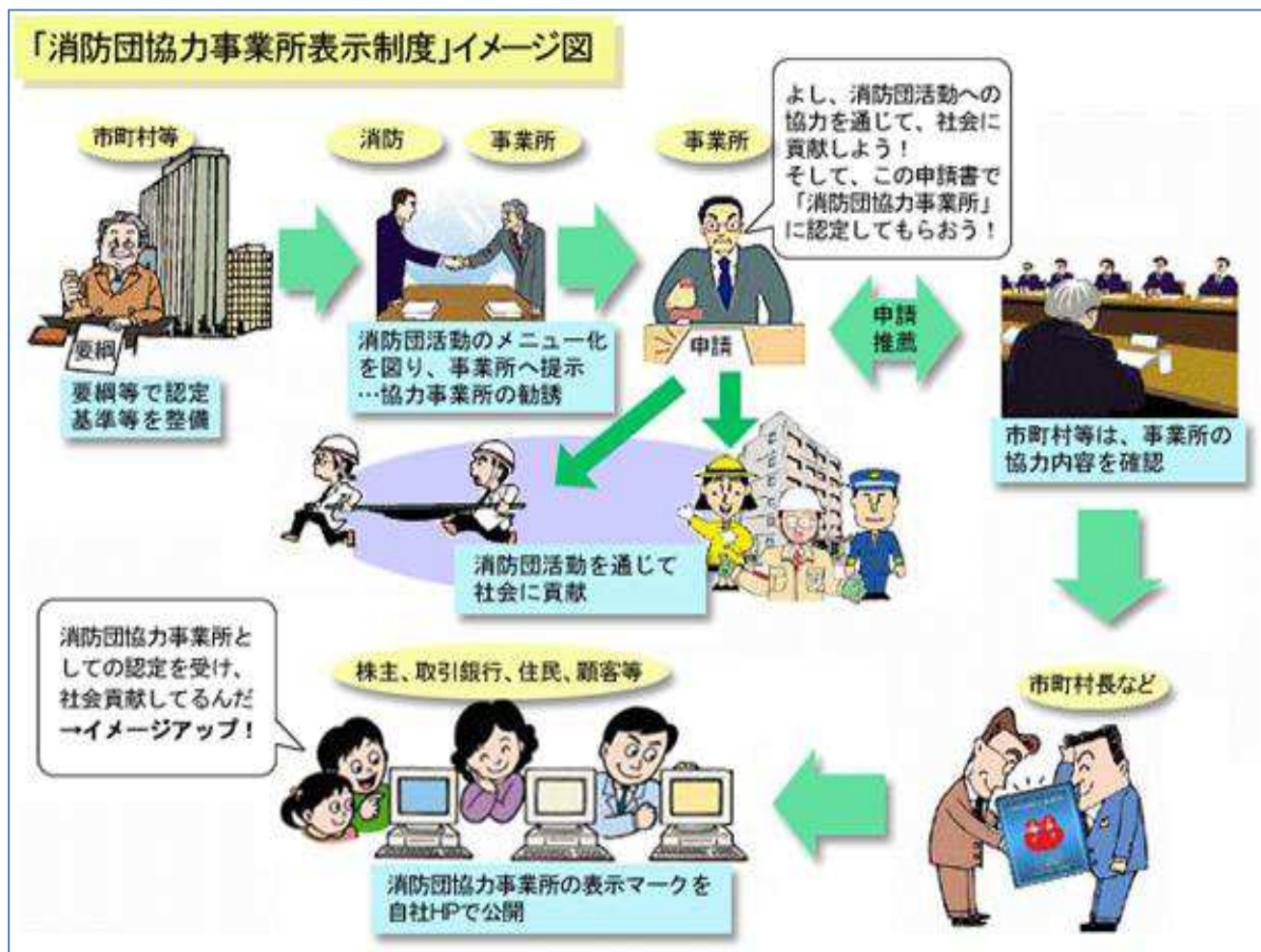
社会経済の進展に伴い就業形態が変化し、被雇用者（サラリーマン）の消防団員が増えてきています。被雇用者が消防団に入団しやすく、消防団員として活動しやすい環境づくりが求められており、事業所の消防団活動に対する一層の理解と協力が必要となっています。

この制度は、事業所の消防団活動への協力が社会貢献として広く認められ、事業所の協力を通じて、地域の消防防災力のより一層の充実を図ることを目的としています。

## ■ 「消防団協力事業所」に認定されると・・・

消防団活動を通じて地域への社会貢献を果たしている事業所が、社会的に評価されることによって、事業所の信頼性が向上されることになります。

消防団協力事業所として認められた事業所は、交付された「表示証」を事業所内に提示することができるとともに、パンフレットやホームページなどで広く公表することで、事業所のイメージアップを図ることができます。



## ■ 認定基準

次のいずれかの基準に該当すると認められる事業所となります。ただし、消防関係法令に違反している事業所等は認定することができません。

- (1) 従業員が消防団員として、相当数（2名以上）入団している事業所等
- (2) 従業員の消防団活動に積極的に配慮している事業所等
- (3) 災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなど協力している事業所等
- (4) その他消防団の活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、市長が特に優良と認める事業所等

## ■ 申請方法

消防団協力事業所としての認定を受けようとする場合は、次の書類を提出する必要があります。

- (1) 鹿沼市消防団協力事業所表示申請書（様式1号）
- (2) 会社案内、パンフレットなど
- (3) 協力内容が具体的に分かる資料

例：勤務時間中の消防団活動に関する就業規則、又は内部規定

事業所の資機材や施設等を消防団に提供、又は貸出していることが分かる資料

- (4) その他審査に必要な書類

## ■ 認定の有効期間は・・・

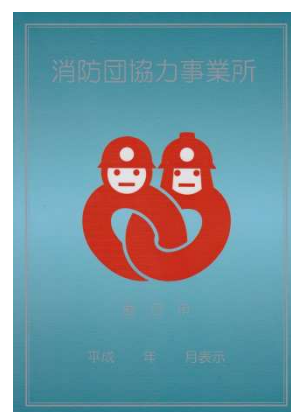
消防団協力事業所の有効期間は、認定の日から2年間です。（ただし、年の途中で認定された場合は、翌年の初日から2年間）

なお、引き続き、消防団協力事業所の認定を受けようとする場合は、認定更新の手続きを行う必要があります。

## ■ 認定を受けた場合は・・・

消防団協力事業所の認定を受けた事業所は、「消防団協力事業所表示証」と「消防団協力事業所認定書」が交付されます。

交付された「表示証」は、事業所内の見やすい場所に掲示することができるとともに、パンフレットやホームページその他の方法により、消防団協力事業所であることを表示することができます。



消防団協力事業所表示証

## ■ 問い合わせ先

鹿沼市消防本部消防課 〒322-0045 鹿沼市上殿町520-1

電話 0289(63)1156 / FAX 0289(63)5520

ホームページ <http://www.city.kanuma.tochigi.jp/>

※ 実施要綱や申請書等は、ホームページからダウンロードすることができます。